

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北海道立江差高等看護学院
設置者名	北海道

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科(旧カリキュラム)	夜・通信	87単位	9単位	
	看護学科(新カリキュラム)	夜・通信	88単位	9単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>掲載承諾を得た講師に関して、講師名と役職について準備ができ次第HP上に公表する。</p> <p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html</a></p>
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	北海道立江差高等看護学院
設置者名	北海道

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価会議
役割	<p style="text-align: center;">学校関係者評価会議運営要領</p> <p>1 目的 「北海道立江差高等看護学院における学校評価に関する規程」に基づき、自己評価の結果に対する関係者による評価を行い、自己評価の結果の客観性、透明性を高めるとともに、学生・保護者・地域関係機関等の関係者の共通理解と連携及び協力により、学院運営の改善を図る。</p> <p>2 協議事項 (1) 学院の重点目標や学院運営の改善に向けた取組について (2) 自己評価の結果について (3) 自己評価の結果を踏まえた今後の取組方針について (4) その他</p> <p>3 会議の構成 (1) 学校関係者評価会議は、次に掲げる者のうちから構成する。 ア 学識経験者 イ 保健医療福祉関係者 ウ 非常勤講師 エ 保護者 オ 学生 カ 同窓生 キ 高校の関係者 ク 地域住民 ケ その他必要と認める者 (2) 構成員は12人以内とする。</p> <p>4 会議の運営 (1) 会議に座長を置く。 (2) 座長は、学院長が指名する。 (3) 会議は学院長が招集し、年に1回開催する。ただし、学院長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。</p> <p>5 庶務 会議の庶務は、学院が行う。</p> <p>附則 この要領は、平成30年6月15日から施行する。 この要領は、令和4年12月20日から施行する。</p>

	<p>&lt;構成員の選任について&gt;  学校関係者評価会議運営要領3（1）に掲げる区分から、学院長が選任する。</p>
--	--

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
市教育長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	学識経験者
病院 副院長兼総看護師長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	医療関係者
役場 健康推進課長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	保健関係者
役場 包括支援係長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	福祉関係者
臨床心理士	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	非常勤講師
公務員	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	学生保護者
学生自治会	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	学生
学生寮自治会	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	学生
病院 看護師	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	江差高等看護学院同窓会会長 （同窓生）
高等学校 教頭	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	高校関係者
NPO 法人 理事長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	地域住民
町村会 事務局長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	その他（行政関係者）
（備考）令和6年4月1日以降の構成員については検討中である。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北海道立江差高等看護学院
設置者名	北海道

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>年度末、各科目の授業評価を参照に教授学習方法を再検討し、学修のねらい、授業内容と方法、評価方法及び評価基準を授業概要(シラバス)としてまとめる。授業概要(シラバス)は年度当初に学生へ配布し、学習活動に活用している。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>準備ができしだいHP上に公表する。</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学修意欲については、出席状況や授業への参加状況、成績、面談結果などを合わせて判断している。教員間は教務会議において、また保護者とは電話及び年2回実施しているオンライン面談で情報を共有している。</p> <p>学修成果については、学科目で筆記試験やレポート提出、演習科目においては技術チェック表、臨地実習においては実習評価表を用いるなど、学修内容の評価に適切と考える評価方法を用いて、到達状況を評価している。科目時間数の3分の2以上の出席をもって成績評価の受験資格とし、100点満点中60点以上を合格とする。不合格となった場合は、願出によって再試験または再実習を受けることができる。</p> <p>単位認定に関しては学生便覧に記載し、入学時のガイダンスで細かく説明している。また、再試験が重なる場合には、学修状況について学生本人と面談すると共に、保護者に対しても学生の学習状況を説明している。年度末に単位認定会議を開催し、成績評価に基づいて単位認定を行う。単位が認定された科目については成績表に記載し、保護者へ送付している。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1 成績評価の方法

科目ごとの評価の方法は筆記、口述または実技その他の方法により行う。

点数	成績評価	GPA	可否
80点以上	A	3.0	合格
70点以上80点未満	B	2.0	合格
60点以上70点未満	C	1.0	合格
60点未満	D	0.0	不合格

2 成績評価基準

成績評価は100点満点とし、それをABCDで評価する。

3 GPA評価 (Grade Point Average)

2020年度入学生からGPA制度を導入している。履修科目全体の成績評価の平均であるGPAにより、年度の評価として当該学年の順位を決め、成績下位の者には学修状況について面談を実施し、指導を行う。

GPAの計算方法

$$GPA = \{(各科目Aの単位数 \times GP3.0) + (Bの単位数 \times GP2.0) + (Cの単位数 \times GP1.0)\} \div 成績評価を受けた総授業科目の合計単位数$$

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

2020年度からHPで公表している。  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定について、学則及び規程を定め、学生便覧として学生に配布・周知している。以下、関連する学則および規程の一部を抜粋し記載する。</p> <p>北海道立江差高等看護学院学則より抜粋 (卒業等) 第20条 学院長は、第3条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者について、卒業の認定を行う。</p> <p>北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程より抜粋 (単位の授与) 第7条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、「単位認定会議」を置く。 2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。 3 履修した授業科目の評価が60点以上の者について単位の授与を行う。 4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。 5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。</p> <p>(卒業の認定) 第8条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり「卒業認定会議」を置く。 2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>HPで公表する。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北海道立江差高等看護学院
設置者名	北海道

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	旧カリキュラム 3015時間/102単位 新カリキュラム(R4～) 2985時間/102単位	旧カリキュラム 1905時間 /76単位	旧カリキュラム 75時間 /3単位	旧カリキュラム 1035時間 /23単位	単位時間 /単位	単位時間/ 単位
			新カリキュラム 1965時間 /78単位	新カリキュラム 15時間 /1単位	新カリキュラム 1005時間 /23単位		
		旧 3015時間/102単位 新 2985時間/102単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		31人	0人	9人	93人	102人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 講義、実習を計画的に配置している。また講義の中に演習、実技を取り入れ、看護技術習得および看護実践の科学的根拠を認識づけている。授業概要には「科目の考え方」「科目のねらい」を明記し、教育の一貫性を保持している。単元ごとの学習内容と学習方法、評価方法、必要なテキストを記載し、年度当初に学生に配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 学科目の評価は「単位の認定、卒業等に取り扱いに関する規程」によって規定されている。 以下一部抜粋 （学科の評価方法） 第4条 学科試験の評価は、筆記、口述、または実技その他の方法により行う。 2 学科試験は、各科目の所定の授業終了後に行う。 3 試験の期日は試験実施の2週間前までに提示することを原則とする。 4 試験の実施については別に定める。 （臨地実習の評価方法）

第5条 臨地実習成績の評価は、実習の取り組み状況、実習記録等から各実習科目の担当講師が行う。

2 評価は実習終了後に行う。

(成績評価の基準)

第6条 授業科目の成績は100点を満点とする点数又はA、B、C、Dで行う。60点以上又は、A、B、Cを合格とし、60点未満又はDを不合格とする。

2 前項の点数及びA、B、C、Dとの関係は、次のとおりとする。

80点以上	70点以上80点未満	60点以上70点未満	60点未満
A	B	C	D

#### 卒業・進級の認定基準

(概要)

各学年開講の単位の認定は年度末に単位認定会議の構成員で行われる。当該年度に必要な単位の修得を持って進級とする。単位の認定は「単位の認定、卒業等に関する規程」によって規定されている。

以下一部抜粋

(単位の授与)

第9条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、会議（以下「単位認定会議」という。）をもって単位を認定し授与する。

2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。

3 履修した授業科目の成績評価が60点以上の者について単位の授与を行う。

4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。

5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。

(卒業の認定)

第10条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり、会議（以下「卒業認定会議」という。）をもって卒業を認定する。

2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。

#### 学修支援等

(概要)

入学後は個別に学習方法を確認し、学習習慣の定着を早期に図れるよう関わっている。また、定期的に面談を行い、学生が主体的に学習に取り組めるよう、目標設定や計画立案の支援、課題提示などを行い、その実行性を確認しながら学習支援を行っている。実習についての学習支援は、学生の状況を教員間や実習指導者と共有し、課題や目標について意見交換を行いながら、学生の理解や成長を助けるよう支援している。学生の学修状況や健康状態については保護者と連絡を取りあい、協力して支援している。単位認定された科目の成績については、年度末に保護者に送付し、適宜保護者からの相談を受けている。



卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
12人 (100%)	0人 (0%)	10人 (83.3%)	2人 (16.7%)
(主な就職、業界等) 医療関係			
(就職指導内容) 学生の希望と就業に当たっての目標、看護観からアドバイスを行う。 インターンシップやHP等を活用し、自ら情報を収集するように助言する。 就職に必要な書類の確認、小論文や面接の指導を行う。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格 保健師・助産師・養護教諭養成機関への受験資格 大学への編入資格 専門士（医療専門課程）の称号			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
38人	1人	2.6%
(中途退学の主な理由) 休学者が復学時に、新カリキュラム（新教育課程）での修学を希望したため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 1 入学時から学習方法の指導を継続的に行う。 2 個々の学生の学修状況を把握し、修得を支援する。 3 保護者と情報交換を行い、保護者からの学習支援の要請をする。 4 学年ごとに個人面談を持ち、自己の成長の振り返りをはかり、学修意欲の継続を支援する。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科				
1年	14,800円	219,600円	7,000円	一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」加入費
2年	円	219,600円	7,000円	同上
3年	円	219,600円	7,000円	同上
修学支援 (任意記載事項)				
授業料などの免除規定 (市町村税非課税世帯など) 北海道看護職員養成確保修学資金				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 令和2年度学校関係者評価会議結果についてはHPで公開している。令和3年度学校関係者会議は未開催であった。令和4年度学校関係者評価会議結果については令和5年5月に実施しており、結果はHPで公開する予定である。今後、毎年学校関係者評価会議を行っていく。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/syugakusien.html</a>
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校評価に関する当学院の規定は「学校評価に関する規程」「自己評価実施要領」「学校関係者評価会議運営要領」がある。 令和4年度に規程や要領の見直しを行い、令和4年度自己評価、授業評価について令和5年度5月に学校関係者評価会議を開催した。結果については今後HPで公表する。以下現在の要領を記載する。  学校関係者評価会議運営要領  1 目的 「北海道立江差高等看護学院における学校評価に関する規程」に基づき、自己評価の結果に対する関係者による評価を行い、自己評価の結果の客観性、透明性を高めるとともに、学生・保護者・地域関係機関等の関係者の共通理解と連携及び協力により、学院運営の改善を図る。  2 協議事項 (1) 学院の重点目標や学院運営の改善に向けた取組について (2) 自己評価の結果について (3) 自己評価の結果を踏まえた今後の取組方針について (4) その他  3 会議の構成 (1) 学校関係者評価会議は、次に掲げる者のうちから構成する。 ア 学識経験者 イ 保健医療福祉関係者 ウ 非常勤講師 エ 保護者 オ 学生

カ 同窓生  
 キ 高校の関係者  
 ク 地域住民  
 ケ その他必要と認める者  
 (2) 構成員は12人以内とする。

4 会議の運営  
 (1) 会議に座長を置く。  
 (2) 座長は、学院長が指名する。  
 (3) 会議は学院長が招集し、年に1回開催する。ただし、学院長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

5 庶務  
 会議の庶務は、学院が行う。

附則  
 この要領は、平成30年6月15日から施行する。  
 この要領は、令和4年12月20日から施行する。

<評価結果の活用方法>  
 評価結果及び学校関係者評価会議での意見を基に、教育課程や学院運営全般について見直し、改善する。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
市教育長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	学識経験者
病院 副院長兼総看護師長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	医療関係者
役場 健康推進課長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	保健関係者
役場 包括支援係長	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	福祉関係者
臨床心理士	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	非常勤講師
公務員	R5年4月1日 ～ R6年3月30日	学生保護者
学生自治会	R4年月1日 ～ R6年3月30日	学生
学生寮自治会	R4年月1日 ～ R6年3月30日	学生
病院 看護師	R4年月1日 ～ R6年3月30日	江差高等看護学院同窓会会長（同窓生）

高等学校 教頭	R4 年月 1 日 ～ R6 年 3 月 30 日	高校関係者
NPO 法人 理事長	R4 年月 1 日 ～ R6 年 3 月 30 日	地域住民
町村会 事務局長	R4 年月 1 日 ～ R6 年 3 月 30 日	その他 (行政関係者)
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ekg/>